

第4章 推進体制と参考指標

1 推進体制 関係者(機関)の役割

この計画は、平成33年の本県水産業や漁業地域が目指す姿を展望し、それを実現するため、具体的な目標を設定し、その達成に向け、基本的な施策の展開方向を示すものです。

漁業者(生産者)をはじめ、漁協等水産団体、市町、県が、水産業の振興と漁業地域の活性化に向けた取り組みを進めるに当たって、共通の指針とし、それぞれの立場でこの計画の趣旨に沿った取り組みを積極的に進め、更に相互に連携協力していくことが必要です。

○漁業者(生産者)の役割

漁業者(生産者)自らが、水産資源を適切に管理しながら利用し、県民(消費者)ニーズの把握に努め、良質な水産物を安定的に提供し、漁場環境を保全し、創意と工夫により漁業経営の安定化に取り組み、水産業を地域の魅力ある自立した産業にしていくとともに、都市住民との交流などにより地域の活性化を進め、地域づくり、地域の振興に主体的に取り組んでいくことが求められています。

○漁協等水産団体の役割

漁協は、地域における漁業振興の推進母体であり、漁業経営を取り巻く厳しい環境を主体的に切り開き、将来の水産業を担う意欲と経営能力を備えた漁業経営者(人材)を育成していくこと及び漁業を安定した地域の産業に育成していくことが求められており、漁連等の系統団体と連携し、その役割を果たすことが重要です。

○市町の役割

市町においては、地域づくり、地域振興の観点から、地域の漁業者のみならず住民と一体となって水産振興に努め、地域経済を支える産業に育成するとともに、魅力的な地域づくりを目指すことが必要です。

○県の役割

県は、漁業者や県民のニーズを幅広く収集し、漁業者はもとより県民の理解のもと、本計画に基づき効率的かつ効果的に事業の推進を図るとともに、目標の達成状況や取り組む施策の実施状況を点検し(進行管理)、社会・経済の状況等を勘案し、必要に応じて計画を見直すなど、柔軟な対応を行います。

また、資源管理や栽培漁業、漁場環境保全、水産加工製品の開発等を進めるに当たって必要な試験研究、技術開発とその普及に努め、それぞれが役割を果たすことを支援します。

更に、取り組みを進めるに当たって、関係者・関係機関の取り組みが促進されるよう相互の連携協力を促すとともに、国の水産振興に係る施策・制度が地域の実情にあったものとなるよう機会を捉え国に要望活動を行います。

○県民(消費者)の役割

漁業者(生産者)との交流などを通して、水産業が果たす役割(新鮮・安全な水産物の供給、県土・水域の環境保全、潤いの場の提供等)を認識するとともに、食育に関する理解を深め、日常生活の中で、主体的な消費行動をとることや環境問題を身近な課題と捉えて環境保全活動に取り組むことなどが求められます。

2 参考指標

基本施策	指標項目	現 状	H33 年時 目標値
(1) 資源管理型漁業、 豊かな海づくりの 推進	◎沿岸漁業の生産量	21,440 トン (H21)	現況以上
	資源管理対象種等の数	7 魚種 (H23)	9 魚種
	ヒラメの放流尾数	22 万尾 (H18~22 平均)	30 万尾
	◎ヒラメの漁獲量	138 トン (H18~22 平均)	150 トン
	地場産アユ種苗の放流用アユ 種苗に占める割合	67% (H22)	80%
	サクラマス <small>の</small> 秋季幼稚魚放流 尾数と河川漁獲量	216 千尾 0.9 トン (H18~22 平均)	220 千尾 1 トン
	サケの稚魚放流尾数と来遊尾数	22,581 千尾 113 千尾 (H18~22 平均)	20,000 千尾 100 千尾
(2) 安全で良質な水 産物の安定供給	水産物産地市場数	7 市場 (H23)	3 市場程度
	水産物の地域団体商標登録	2 商品 (H23)	5 商品
(3) 「富山のさかな」 のブランド化と高付 加価値化	小中学校給食への水産物食材 提供数	35 万食	現状維持
	◎生鮮魚介類の 1 人当たり購入量	13,071 g (H22)	現状維持
	フィッシャーメンズワープ等 への入込数	149 万人 (H23)	216 万人
(4) 担い手の育成確 保と経営基盤の強化	若手就業者 (40 歳未満) の 構成割合	21.0% (H20)	現況以上
	1 漁業経営体あたりの生産額	4,120 万円	現状維持
(5) 漁港の機能充実	漁港緑地面積	14ha (H23)	16ha
	保全工事实施延長	0m (H23)	8,000m
	防暑施設設置岸壁保有漁港数	3 漁港 (H23)	4 漁港

◎ : 「新・元気とやま創造計画」において、「県民参考指標」として掲げる項目

【用語集】

■ DHA (Docosahexaenoic acid の略称)

ドコサヘキサエン酸。不飽和脂肪酸の一種でブリ、サバ、スジコ、クロマグロ（脂身）などに多く含まれており、脳の発達促進、痴呆予防、視力低下の予防等の効果が期待される。

■ EPA (Eicosapentaenoic acid の略称)

エイコサペンタエン酸。不飽和脂肪酸の一種で、マイワシ、クロマグロ（脂身）、サバ、ブリなどに多く含まれており、血栓予防、抗炎症作用、高血圧予防等の効果が期待される。

■ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point の略称)

危険分析・重要管理点。食品の衛生・品質管理の一手法であり、原料の段階から製造流通販売される間の各段階で想定される危害を予め分析し、これを予防又は軽減させることで製品の安全を確保しようとするもの。

■ TAC (Total Allowable Catch の略称)

漁獲可能量。特定の水産資源について、資源動向や社会経済的要因を勘案して、漁獲が許される上限量をいう。基本的には生物の再生産の範囲内で計算される。国連海洋法条約においては、EEZ（排他的経済水域）を設定した場合に TAC を定めることとされている。

■ 赤潮

海水中のプランクトンが異常に増え、海水が赤や褐色に変色する現象。

■ アユ冷水病

フラボバクテリウム・サイクロフィラム (*Flavobacterium psychrophilum*) という細菌による病気で、低水温期に発病することから名づけられた。症状は、体表の「穴あき」や尾鰭の欠落が特徴的であるが、症状が全く認められないこともある。アユ以外の河川の魚(サケやオイカワなど)でも発病することが知られている。

■ 遺伝的多様性

同じ種でも個体ごとに形態や性質が違うこと。遺伝的に近くなると丈夫な子供が出来にくくなり、種が絶えてしまうことがあり、その多様性が重要とされている。

■ エドワジェラ・イクタルリ感染症

米国のナマズ養魚場で大きな被害を出しているナマズ腸敗血症の原因菌であるエドワジェラ・イクタルリ (*Edwardsiella ictaluri*) 細菌による病気である。日本では新しい病気とその発生は、国内では平成 19 年に、本県では平成 22 年に初めて確認された。症状は、鰭基部や肛門の発赤、腹部膨満等の症状が特徴的である。

■ 環境収容能力

その環境が養うことができる魚などの生物資源の最大値。河川においては、藻類生産量、河川形状、流量、水温、水質等の要因により変化すると考えられ、現在、アユについての推定が試みられている。

■ 機能性成分

食品に含まれる成分で、生命の維持には必ずしも必要ではないものの、健康維持や病気予防に有効な栄養成分。水産物に含まれる機能性成分の代表としては、DHA、EPA、タウリン

ン（アミノ酸の一種）など。

■ 交雑

異なる種や異なる亜種の関係にある動物が繁殖し、雑種を作ること。本来、サクラマス(ヤマメ)の生息域である神通川水系に、サツキマス(アマゴ)が放流されたことにより、両種が交雑したことが遺伝学的に確認(サクラマスとサツキマスの雑種)されており、神通川で漁獲されるサクラマスが小型化している要因のひとつとして、この交雑の影響が指摘されている。

■ コイヘルペス病（KHV 病）

マゴイとニシキゴイにのみ発生する死亡率の高い病気で、現在、有効な治療法はない。目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん(ただれ)などが見られる。なお、仮に感染しているコイを食べても人体には全く影響はない。

■ サクラマス種苗放流

サクラマスの種苗生産は産卵期の秋に始まり、県内では、その多くが翌春に放流(春放流)されてきたが、飼育期間を秋まで延長し、より大型の種苗(体重約 10g 以上)に成長させてから放流(秋放流)することにより、アユ網漁による混獲の回避等、放流後の減耗が抑制されることから、放流効果の増大が期待される。

■ 遡河生魚類

産卵や摂餌回遊のために河川をさかのぼる性質のあるもの。例えば、サケ・マス類、アユ、ウナギなど。

■ 資源管理・収入安定対策

適切な資源管理に取り組む漁業者等に対し、漁業共済の掛け金の軽減などを行うことによって、資源管理と漁業者の経営の安定を行う制度。平成 23 年度から導入。

■ 種苗

放流や養殖を目的として、生産・採捕される対象魚介類の稚魚・稚貝。

■ 深層水（海洋深層水）

一般的には、水深 200m 以深の光合成に必要な太陽の光が届かず、また、表層の海水と混ざらない深さにある海水を指す。

富山県では取水施設が滑川市に 2 箇所、入善町に 1 箇所の 3 箇所が稼動しており、水深 300 m 以深の深層水が取水されている。

■ 全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展をはかることを目的として、毎年各地で開催されている。平成 27 年度に富山県で開催されることが決定している。

■ 第 5 種共同漁業権

河川や湖沼等の内水面において、都道府県知事の免許により漁業協同組合(連合会)が特定の水面で漁場を管理し特定の漁業を営むことができる権利。漁業権者に対しては、増殖義務が課せられる。

■ トレーサビリティ

生産、処理・加工、流通・販売等の段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、遡ることができること。

■ フィッシャリーナ

フィッシャーとマリーナを合わせた和製英語で、プレジャーボート等を収容する施設のこと。

■ 放流効果

放流された種苗は、海で成長した後、漁業や遊漁により漁獲されるほか、漁獲されずに産卵に関与するなど、資源の再生産に寄与しており、それらを含めて放流したことによる効果を考えていくことが重要である。

■ ポジティブリスト制度（平成 18 年 5 月 29 日施行）

全ての農薬等について残留基準を設定し、それらが基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止する制度。養殖魚の疾病対策に用いられる水産用医薬品もリストに含まれる。

■ 藻場

海藻または海草が密生し、それがある程度の広がりをもっている場所。水生動物の産卵場、育成場、生息場として重要な役割を果たしている。構成種によって、アマモなど海草を主体とするアマモ場、ホンダワラ類を主体とするガラモ場などがある。

■ 寄り回り波

富山湾で古くから知られるうねりによる高波で、主に冬季に発生する。低気圧が日本海を通過した後、北海道東方で猛烈に発達し、北海道西方海上で発生した波浪がうねりとなって南下し、富山湾内に到達した特異な波で、津波型の激浪のこと。

新富山県水産業振興計画検討委員会委員名簿

氏 名	役 職 名
いしぐろ しげお 石黒 重男	富山県おさかな普及協議会 会長
いしだ ゆきまさ 石田 行正	(独) 水産総合研究センター日本海区水産研究所 所長
うおぎし よしちか 魚岸 芳親	富山県漁協青年部連合会 会長
うおさき ただお 魚崎 忠雄	富山県漁業協同組合連合会 代表理事会長
おくい けんいち 奥井 健一	富山県中小企業団体中央会 常任理事
おやま はるえ 尾山 春枝	富山県漁業協同組合女性部連合会 会長
ななお まさなり 七尾 雅周	富山県水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
はまもと えいいち 濱元 英一	富山県定置漁業協会 会長
やぶ みちこ 藪 道子	富山県PTA連合会 副会長
やまもと きょうこ 山本 暁子	富山県消費生活研究グループ連絡協議会 会長
よねざわ ひろたか 米澤 博孝	富山県内水面漁業協同組合連合会 会長
わたなべ やすひろ 渡辺 康洋	富山大学芸術文化学部 教授

(五十音順 敬称略)